

東員町における障害者就労施設等からの物品等の調達に関する方針

令和 8 年 4 月 1 日

1 趣旨

この方針（内規）は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 24 年法律第 50 号。以下「法」という。）第 9 条の規定に基づき、本町における障害者就労施設等からの物品または役務（以下「物品等」という。）の調達の推進に関し必要な事項を定める。

2 適用範囲

この方針（内規）は、東員町の全組織を対象とする。

3 調達の対象となる施設

調達の対象となる施設とは、法第 2 条第 4 項に規定する障害者就労施設等をいう。

4 調達する物品等

障害者就労施設等からの調達する物品等は次のとおりとする。（下記に記載のないものであっても、町が調達可能な物品等であれば対象とする。）

物品等	目標額
物品（啓発物品、記念品、軽食、加工食品） 役務（データ入力・集計、清掃業務、文書の廃棄）	9, 187 千円

5 調達する物品等の推進方法

- （1）障害者就労施設等からの調達可能な物品等の情報収集に努め、各部署に対してその情報を提供する。
- （2）物品等の調達にあたっては、町内の障害者就労施設等を優先し、町内の就労施設等では、生産能力や納期等の事情により需要に応じることができない場合は、三重県障がい者共同受注事業受託の活用を検討するなど可能な限り障害者就労施設等からの調達に努める。
- （3）障害者就労施設等からの物品等の調達にあたっては、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 2 第 1 項第 3 号の規定による随意契約を積極的に活用する。

6 物品等の調達目標

適正な予算執行や公正性及び競争性に留意しつつ、これまで調達実績

のある物品等の調達拡大に努めるとともに、調達実績のない物品等の調達にも努めるものとする。

7 調達方針及び調達実績の公表

- (1) 町における障害者就労施設等からの物品等の調達推進方針を作成したときは、法第9条第3項の規定に基づき町ホームページ等により公表する。
- (2) 調達実績については法第9条第5項の規定に基づき公表する。

8 その他

障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に資するように、必要に応じて、本方針の見直しを行うものとする。